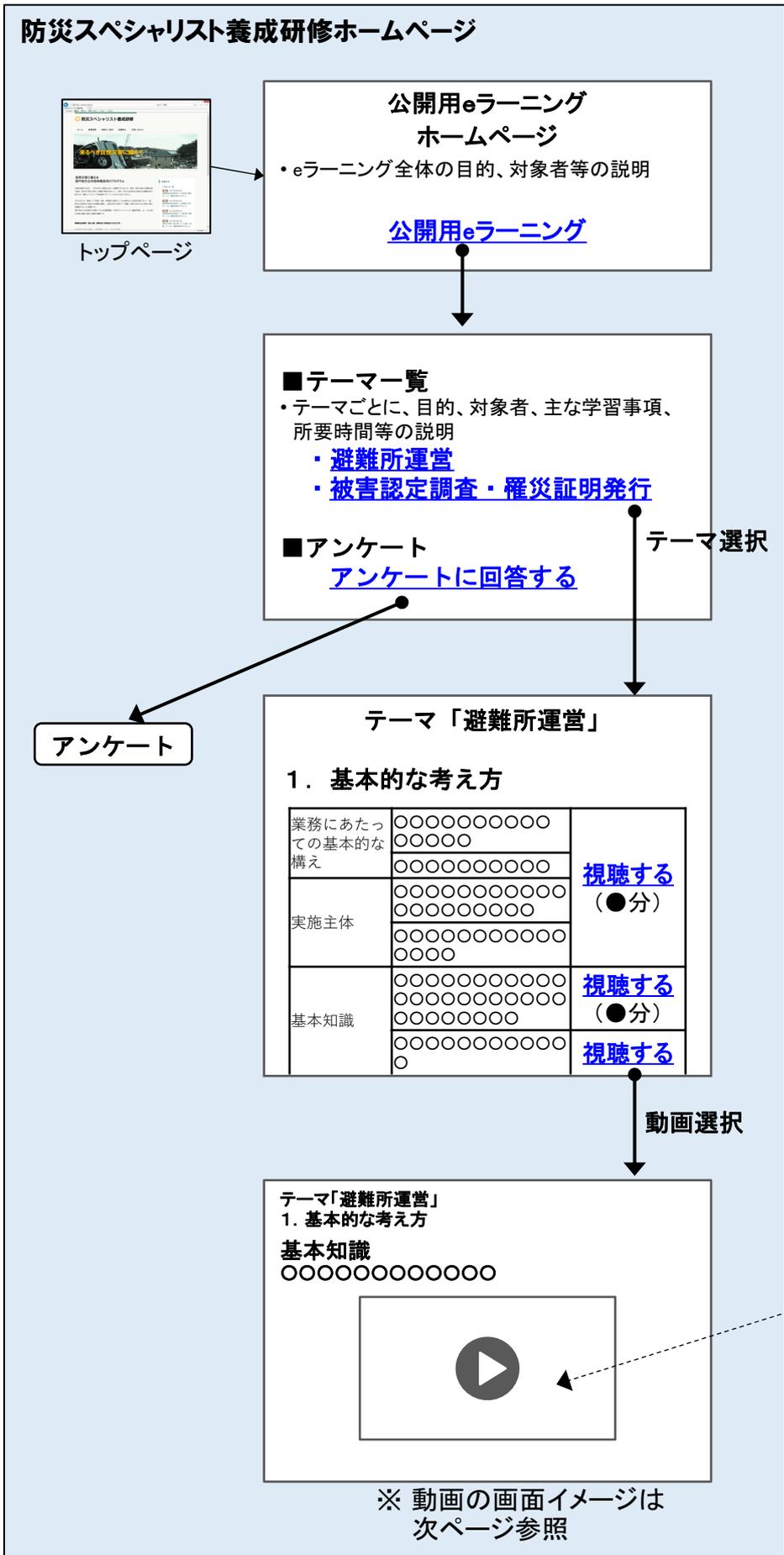


公開用eラーニングの仕様案

■ 学習の流れ



■ 動画の画面イメージ

4. 指定避難所の指定
指定避難所の指定の実施主体

災害対策基本法

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民という。」)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

0:00:12 0:00:06

Speaker icon, Comment icon, 10s rewind, Play/Pause, 30s skip forward, Edit icon, Full Screen icon, Share icon, More options icon